

〈マルサス型結婚〉が 歴史事実であるとマズイか？

MacFarlane, *Marriage and Love in England*.

Chapter 07-08途中

鈴木繁夫
名古屋大学国際言語文化研究科

結婚の決定権は誰にあるのか

- 答：結婚する本人同士
- しかも双方の間の恋愛感情が重視されるので、両親との同居を重要視しない。
- ●別宅を建てるため巨額の費用が必要
→住宅建築は国民消費＝経済成長をもたらす

恋愛結婚のかたち

- 19世紀後葉に夫婦の死亡率は激減するが、恋愛結婚はすでに18世紀にみられた現象。
 - 恋愛結婚は、小説などのメディアによって制度化されたのではない。
 - ●メディアによる強力効果説(Stone)をとらない。
- 恋愛の過程
 - どこかで出会って相思相愛になっていく。
 - 決断に両親の同意は不要。
 - 年齢も不問(イングランドで最小結婚年齢が事実上決定は1929年)
- 12世紀に、教会法とコモン・ローから結婚は双方間の契約として確立
- ローマ法が生きていた大陸では、両親の同意が必要で、結婚できる最低年齢も決まっていた

イングランドの結婚契約

- 国家・教会・領主・両親の裁可や同意を必要としない。
- 子供が契約の主体となれるのは1175年(the Council of Westminster)。→アングロサクソン法(560年)の追認。
- とはいえ両親の経済上の都合や同意が結婚にあたり子供が考慮するよう勧められた。
- 契約の基準: 経済的な格差への敏感さ

友人の支援

- 親と同様に友人friendsからの支援goodwillが求められた。
- 友人は親戚であることもそうでないこともある
緩い概念。

マルサス型結婚の目的

- 経済・心理上の欲求を満たす
- 結婚によって生じる経済・心理上の損益：
 - 精神的慰め
 - 自由の喪失
- 寡婦の自由さが賞賛された。しかし実際には男性の数<女性(寡婦・娘)の数
 - 1695年法(6&7W.&M. cap.6)では、25歳以上の独身男性に増税。→帝政ローマのユリア法([lex Julia de maritandis ordinibus](#))

マルサス型結婚の伝統的三目的

- (1)子孫生産 (2)姦淫防止 (3)相互扶助
- (1)には宗教的意味合いが薄い。教会が結婚に介入するのは13世紀。
 - 教会は16世紀になって結婚を「名誉ある地位」とする。
- (2)は他の社会には見られない。
- (3)の心友としての配偶者という視点も他の社会にない。
 - この傾向は中世からすでに見られる。
 - 「愛がなければ結婚していることにならない」という概念の淵源